

特集：障害者法定雇用率引上げの要点 8

短時間労働の精神障害者の算定方法を改定

今年4月1日から障害者の法定雇用率が引上げられ、障害者を雇用しなければならない従業員規模も拡大される。また「障害者雇用納付給付金制度」における「精神障害者である短時間短時間者」の算定方法が改められる。特集では障害者法定雇用率引上げの要点を解説する。

トピックス	◆平成30年4月から無期労働契約への転換申込が本格化します！ 2 反復更新5年超の有期労働契約が対象
データファイル	◆医師の働き方改革に関する検討会 中間的な論点整理（抄） 32 医療機関が自主的に行うべき取組項目を示す 厚生労働省公表資料より
好評連載	◆「多様な働き方」時代の賃金設計 [33] 40 実際に賃金制度を構築するー製造業P社のケースー⑦ 株式会社プライムコンサルタント 田中博志
	◆同一労働同一賃金時代のパート賃金 [10] 49 実践④ 職務評価ツールの使い方 (2) 株式会社働きかた研究所 平田未緒
	◆職場トラブル解決のヒント！ [46] 56 パワハラ問題の背景にあるものとは？ 弁護士 向井蘭
	◆全国ハローワーク探訪 [676] 60 「地域に根ざした愛されるハローワーク」をめざして 島根・石見大田公共職業安定所 平井亮

ニュース	月額賃金は男性33万5500円、女性24万6100円（厚生労働省・平成29年「賃金構造基本統計調査」）／ジョブ・カードの様式を全面改正（厚生省の人材開発分科会が検討）／指針案を「おおむね妥当」と判断（厚生労働省・職業安定分科会）／定年引上げ企業の9割が「満足」（シンポで企業調査結果を報告）／今月の資料室 18 < Labor Radar vol.80 > 22
労務相談室	1歳6カ月や2歳までの育児休業／休業開始日の変更はできないか 58
読者アンケート 63
編集後記 64